

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 14

処 分 名	指定給水装置工事事業者の指定の更新	
処 分 の 概 要	申請に基づいて指定給水装置工事事業者として指定を更新する。	
根 拠 法 令 名	松山市公営企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業局規程第2号)	
条 項	第5条の2第1項	
所 管 課	給排水設備課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		1ヶ月程度
標 準 処 理 期 間		計 1ヶ月程度
判 断 基 準	松山市公営企業局指定給水装置工事事業者規程第5条の2第4項で準用する第5条の各号のいずれにも適合していること。 【根拠法令等】 1 根拠法令 松山市公営企業局指定給水装置工事事業者規程 (指定の申請) 第4条 指定工事事業者として指定を受けようとする者は、第1号様式に、次の各号に掲げる事項を記載し、管理者に申請しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名 (2) 給水装置工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において主任技術者として選任されることとなる者の氏名及びその者が交付を受けている給水装置工事主任技術者免状(以下「免状」という。)の交付番号 (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数 (4) 事業の範囲 2 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。 (1) 次条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する第2号様式による書類 (2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し 3 第1項の指定に係る手数料は、条例第32条第1項に規定する額とする。 (指定の更新) 第5条の2 第4条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過により、その効力を失う。 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

2 判断基準

松山市公営企業局指定給水装置工事事業者規程による。

(指定の基準)

第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定工事業者として指定しなければならない。

(1) 事業所ごとに、第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

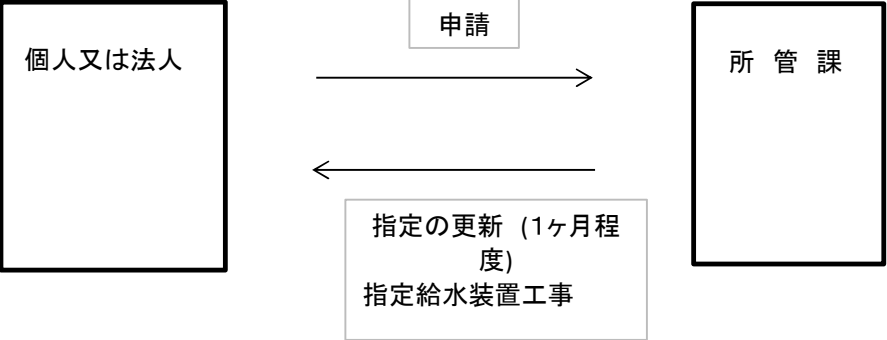
ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。